

国・県補助金を活用し事業改善に取り組む町内の食料品店を対象に 町独自の上乘せ補助等を実施します。

(南伊勢町買い物不便・困難者対策【事業再構築等促進支援】事業補助金)

身近な商店の減少、少子高齢化により、日常生活に必要な食料品店等の買い物が困難な地域の問題を解消することにより、町民の生活水準の向上を図ることを目的として、事業の負担を軽減し、その事業継続を支援するため、**国・県の補助金を活用し事業改善を進める事業者に対し町独自の上乘せ補助・横出し補助を実施します。**

【令和7年度募集分】

申請期限：令和8年 2月 10日

予算額に達した場合は、早期に終了する場合があります。

(令和7年度予算額1,200万円【令和6年度～令和8年度予算総額3,000万円】)

【補助対象者】

○裏面別表1の補助対象者かつ以下の要件を全て満たす事業者

- ・町内に本店又は支店を有する事業者(全店舗における従業員が常時50人未満)
- ・業種・業態は、裏面別表2に該当するもの又は業種・業態転換後に別表2に該当すると見込まれる者とし、販売する品目は食料品、日用品、鮮魚及び野菜等の日常生活に必要な生活物資であること。
- ・3年以上継続して事業を行う事業者
- ・町税等の滞納が無いこと。

【補助額】

補助額の上限 ①②合わせ 1,500万円

①上乘せ補助 自己負担額の2/3以内 上限 1,500万円

【(国・県の補助対象経費)－国・県の補助額】×補助率(2/3)】

②横出し補助(移動販売に関する加算) 自己負担額の4/5以内 上限 500万円

【(国・県の補助対象外経費のうち移動販売車の取得に係る購入費用及び改造経費に要する費用)×補助率(4/5)】

実施期間

令和6年度～令和8年度

別表 1

(1) 国・県補助金の上乗せ補助 ※赤字部分R7新規

事業の種類	補助対象者
中小企業等事業再構築促進事業	国の「中小企業等事業再構築促進事業」で実施する補助金(第12回公募以降の事業再構築補助金に限る)の採択を受けている事業者
中小企業新事業進出促進事業	国の「 「中小企業新事業進出促進事業」で実施する補助金(第1回公募以降の中小企業新事業進出促進補助金に限る) 」で 実施する補助金の採択を受けている事業者
中小企業省力化投資補助事業	国の「中小企業省力化投資補助事業」(国が令和5年度補正予算以降の予算で実施するものに限る)で実施する補助金の採択を受けている事業者
中小企業生産性革命推進事業	国の「中小企業生産性革命推進事業」(国が令和5年度補正予算以降の予算で実施するものに限る)で実施する補助金(ものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金、事業継承・引き継ぎ補助金、 事業継承・M&A補助金)の採択を受けている事業者
脱フロン・脱炭素化推進事業	国の「コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業」(国が令和5年度補正予算以降の予算で実施するものに限る)で実施する補助金の採択を受けている事業者
省エネ・非化石転換事業	国の「 省エネ・非化石転換補助金 」(国が令和6年度補正予算以降の予算で 実施するものに限る)で 実施する補助金の採択を受けている事業者
生産性向上・業態転換支援補助金	県が令和5年度以降に実施する「三重県エネルギー価格等高騰対応(賃上げ型)生産性向上・業態転換支援補助金」(第2回公募以降に限る) 又は県が実施する「三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金」(第1期以降に限る) の採択を受けている事業者

(2) 国・県補助金の横出し補助

事業の種類	補助対象者
移動販売事業	(1) 国・県補助金の上乗せ補助にかかる補助金の採択を受けている事業者

別表 2

補助対象の業種・業態

業種・業態	備考
日本標準産業分類における小分類「その他の各種商品小売業(従業者が常時 50 人未満のもの)」	・提出資料において、日本産業分類における小分類「その他の各種商品小売業(従業者が常時 50 人未満のもの)」又は「各種食料品小売業」の要件を満たすことを確認できること。
日本標準産業分類における小分類「各種食料品小売業」	・提出資料において、各種食料品を一括して 1 事業所で小売していることが確認できること。